

公益社団法人日本眼科医会
公益法人事業協力金募金趣意書

寄付金（公益法人事業協力金）のお願い

平素は本会の諸事業へご理解、ご協力を賜りまして大変有難うございます。

日本眼科医会は昭和 5 年に創立され、以来 90 年にわたり国民の目を守り、我が国の保健・福祉の向上に寄与するための活動を積み重ねてまいりました。国民の皆様に最善の眼科医療を提供すべく、都道府県眼科医会、日本眼科学会、眼科関連団体と協力して眼科医療に関する研究と公衆衛生活動に全力で取り組んでおります。

今後も、更なる事業の充実・発展のために皆様に善意のご寄付、ご協力のほどを伏してお願い申し上げます。

公益社団法人日本眼科医会
会長 白根 雅子
経理担当常任理事 原 祐子

連絡先

東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 8 階
公益社団法人日本眼科医会 事務局
TEL:03-6810-3640/FAX:03-6810-3645

※本会は、内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定を受けておりますので、本会への寄付金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられます。

寄付のお申込みについて

寄付のお申込につきましては、大変ご面倒ではございますが、4 ページ目「寄付金申込書」を印刷の上、必要事項をご記入頂きまして、本会事務局まで FAX (03-6810-3645) もしくは郵送にてお送り下さい。

- 寄付金額の多寡は問いません。また、寄付者のご意向により本会のホームページにご芳名を掲載いたします。
- 大変恐縮でございますが、振込手数料はご負担をお願い致します。

寄付金のお振込口座について

寄付金のお振込みは、下記の口座へお願い致します。

みずほ銀行 九段支店 普通預金 1096044 公益社団法人日本眼科医会 【シャ)ニホンガンカイカイ】
--

寄付金領収書について

寄付金の入金を確認後、本会より「寄付金領収書」と「感謝状」をご郵送いたします。

寄付金の税法上の優遇措置について

本会への寄付金は、特定公益増進法人としての税務上の優遇措置が適用され、所得税（個人）、法人税（法人）の控除が受けられます。

個人の場合

●税額控除

【（寄付金合計(※1)－2,000円）×40%＝控除対象額(※2)】

※1 寄付金額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

●所得控除

【寄付金合計額－2,000円】

※ただし、年間所得の40%に相当する額が限度となります。

法人の場合

①一般の寄付金の損金算入限度額

【資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1000+所得の金額（寄付金控除前×2.5/100）×1/4

②特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

次のいずれか少ない金額

(1) 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

【資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1000+所得の金額（寄付金控除前）×
6.25/100】×1/2

※詳しくは、お近くの税務署もしくは、担当税理士にお尋ね下さい。

寄付金についての問い合わせ先

公益社団法人日本眼科医会 事務局

〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー8階

TEL03-6810-3640/FAX03-6810-3645

